

令和7年度 大阪市立西天満小学校 「学校安心ルール」

「だれもが安心して学校生活を送ることができ、自分の思いや考えを率直に表現できる学校であり続けるために」

<基本的な考え方>

○学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。

○子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる「より良い社会（学校）」をめざしています。

○第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

○性格、学力、体力、家庭環境（生活背景）、成育歴などは、子どもたち一人一人によって全く違います。また、その日の体調や精神状態によっても表出される行動や態度はちがいます。

西天満小学校では、子どもたち一人一人の様子を常に把握し、子どもに寄り添い、家庭や地域の皆様と密に連携しながら、その子の状況に応じた指導を展開してまいります。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校が行うことができる対応
基本的な約束ごと		・嘘をつかない	・ルールを守る	・人に親切にする	・勉強する
第1段階	・授業時間におくれる ・忘れ物などが続く	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う、なげる ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない（もとに戻さない等も） ・自分の机等に落書きをする ・学校や他者の物を勝手に使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじやまをする ・授業に参加せず、関係のないことやおしゃべりを続ける ・授業中に教室を抜け出す	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・人の物をかってに持ち帰るなどする ・人権を否定するような言動をとる	・指導に対して反抗する ・悪口、かげ口を言う ・開き直る、挑発的な態度をとる ・人権を否定するような言動をとる	・お金に関すること（おごる、おごられる） ・学校の物をこわす ・学校の物を勝手に持ち帰るなどする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・授業中に教室を抜け出し、居場所がわからなくなる	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう ・物を故意にこわす、捨てる	・指導に対して激しく反抗する ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう ・人権を著しく否定するような言動をとる	・万引き（窃盗） ・カードやゲーム等での賭けごと ・ものをおごらせる（恐喝）など法律に違反するようなこと	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・場合によっては別室での個別指導及び学習指導 ・触法行為については、関係機関と連携し、法に従った対応をとる

◎各項目の内容や行うことのできる対応は、あくまで例示です。その場の状況に応じて、その都度、関係諸機関と連携し対応してまいります。

◎学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）